4月27日（火）実施

狂犬病予防注射

年1回の集合注射

～狂犬病と予防注射～

狂犬病は、狂犬病ウィルスを持っている犬、キツネなどの動物にかまれて発症する神経系統の病気です。発症するとほぼ100％死に至る恐ろしい病気です。

年一回の予防接種は、『狂犬病予防法』において義務付けられています。受けさせないと法律で罰則もありますので、必ず受けさせましょう。

会　場	実施時間
農村環境改善センター（沢海）	9：15～9：40
木津農業構造改善センター（木津）	9：55～10：20
勤労者体育センター（二本木）	10：35～11：10
川根谷内公会堂（川根町）	11：25～12：05
小杉地区コミュニティーセンター（小杉）	13：30～14：00
横越町役場前（中央）	14：20～15：30

◆犬の登録・注射料金

登録済みの方は、注射日前に役場よりハガキを郵送いたしますので、**必ずハガキを持参してください。**

注射料金は3、100円です。新規に犬を飼われて登録される方は、登録・注射料金合わせて6、100円です。

◆注意事項

ハガキの裏面に犬の健康状態の問診がありますので、事前に記入してきてください。

●死亡・転居・譲渡等の届出

犬が死亡したり、他人に譲渡・転居などで、犬の登録状況が変更になる場合は、市町村への届出が必要です。

●鑑札・注射済票の付加

犬には、登録の際に交付される鑑札及び狂犬病予防注射の際に交付される注射済票を付けてください。これらは、犬の戸籍とも言うべきもので、もしも迷子や事故を起こした場合に、所有者の特定、狂犬病予防注射済みの証明になります。

●マナーを守りましょう

犬のフンが放置されて、苦情があとを絶ちません。一部のマナーの悪い人のために、愛犬家みんなが疑いの目で見られています。フンの後始末は、飼い主の最低限の責務です。

●問い合わせ

町民生活課　環境衛生係

健康状態に不安がある場合は獣医師に相談をしてください。

予防注射当日は、犬を制御できる方が連れてきてください。制御できない場合は、注射を受けられません。

今回受けられない場合は、ハガキを持って動物病院で注射を受けてください。

春の空き缶等一斉回収 4月18日（日）実施

年2回実施しております空き缶等町内一斉清掃を4月18日(日)に実施します。

それぞれの地区より指示がありますので、ご協力をお願いします。

ゴールデンウィーク前後のごみ収集日について

今年のゴールデンウィークは、5月2日～5日の4連休をはさむこともあり、収集日の間隔が空きますので、計画性を持って排出くださるようお願いします。

ごみ集積場付近の住民の方の迷惑や、他のごみ収集の妨げとなるので、出し忘れて収集日以外の日に出すことのないようご注意ください。

種類 ＼ 地区		上町・中央・いぶき野・横越・東町・川根町・茜ケ丘	沢海・木津・二本木	小杉・平山・十二前・阿賀野・藤山・駒込・うぐいす
燃やすごみ	連休前	4月30日（金）	5月1日（土）	4月30日（金）
	連休後	5月6日（木）	5月8日（土）	5月7日（金）
プラスチック製容器包装類	連休前	5月1日（土）	4月26日（月）	4月26日（月）
	連休後	5月8日（土）	5月10日（月）	5月10日（月）

田村顯宏（あきひろ）横越町消防団長 消防庁長官表彰を受ける

横越町消防団長の田村顯宏さん（藤山2丁目　68歳）は、長年にわたり消防活動に携わり、地域の消防活動に多大な貢献があったと評価され、3月4日、東京にて表彰式に出席、消防庁長官表彰功労章を授与されました。

田村さんは、昭和36年に横越村消防団員に任命されて以来、分団長、副団長を歴任しました。

平成5年には消防団長に就任、現在も団長としてその任にあたっています。平成9年に消防署ができるまで横越町には常備消防がなく、消防活動は消防団に頼っていました。消防署がない事情の中で、行政や住民と連携を図りながら、消火活動、防災啓蒙活動等に尽力し、現在も自ら先頭に立って積極的に消防活動に従事しています。

■田村さんの受賞の言葉

皆さまのおかげで長年務めさせていただき、大変感謝しております。

国民年金保険料納入には 便利でお得な「前納制度」

～問い合わせ　町民生活課～

国民年金保険料の納入には、将来の一定期間の保険料を前もって納めることができる「前納制度」が便利です。「6か月前納」と「12か月前納」があります。

保険料を前納すると、年4分（複利現価法）の割引が受けられます。また、毎月保険料を納めるという手数が省け、納め忘れもなくなります。

留守がちな人、収入が一定期間に片寄る人など、ぜひ前納制度をご利用ください。

平成16年4月中に納付した場合

◎平成16年度の保険料額は、平成15年度に引き続き、同額の月額13、300円となります。

付加保険料も今までと同額の400円です。（下表参照）

★平成16年4月中に前納した場合★

前納割引率（年4分）	6か月前納	12か月前納
毎月納付13,300円	79,800円	159,600円
定額保険料→	79,150円	156,770円
割引額	650円	2,830円
毎月納付13,700円	82,200円	164,400円
定額と付加保険料→	81,530円	161,480円
割引額	670円	2,920円

児童手当が小学校3年生まで拡大されます

児童手当制度が、次のように拡充されます。

支給対象年齢が、現在の義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）までから、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までに拡大されます。

新たに、児童手当を受ける児童の保護者は、市区町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、今年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

◆平成16年度小学校入学の児童の保護者

（平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれ）

今年3月31日まで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者は、特に手続きは必要ありません。（児童手当等は4月以降も引き続き支給されます。）

右に該当しない保護者で、受給資格がある場合は、認定請求または額改定認定請求が必要になります。

◆平成16年度小学校2・3年生の児童の保護者

（平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

現在、児童手当等を受給していない保護者は認定請求、現在すでに就学前児童について児童手当を受給されている保護者は、額改定請求等が必要となります。なお、請求書のほか、認定に必要な添付書類は、

・年金加入証明書等（申請者が厚生年金加入者の場合）

・児童手当用所得証明書（当該市町村にその年の1月1日に住所がなかった場合）

などとなっています。

認定請求等の手続きについては、4月中旬までに対象者の方にご案内します。

（注）所得が一定額以上の場合、児童手当等が支給されない場合があります。

◆問い合わせ・請求先

健康推進課　社会福祉係

☎385―2111